

## 16. 実務法学研究科

I	実務法学研究科の教育目的と特徴	・・・	16	—	2
II	「教育の水準」の分析・判定	・・・	16	—	3
	分析項目 I 教育活動の状況	・・・	16	—	3
	分析項目 II 教育成果の状況	・・・	16	—	12
III	「質の向上度」の分析	・・・	16	—	16

## I 実務法学研究科の教育目的と特徴

(※本研究科は、平成 27 年度以降の学生募集を停止している。)

- 1 法曹養成に特化した専門職大学院（法科大学院）である本研究科の教育上の理念は、「21 世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質を備えた高度専門職業人としての法曹であって、しかも『地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供でき、地域住民の信頼と期待に応え得る』法曹を養成するための高度専門教育を行うこと」である。また、教育目的は、以下のとおりである。
  - ①専門的資質・能力を有し、豊かな人間性を備えた法曹の養成
  - ②専門的な法知識を確実に習得するとともに、それを批判的に検討し、新たな規範を発見するための創造的な思考力、事実即した具体的な紛争解決のために必要な法的分析力及び法的議論の能力等を備えた法曹の養成
  - ③先端的な法領域について基本的に理解し、法曹としての責任感や倫理観を備えた法曹の養成
  - ④新潟県及び隣接各県における「法の支配」の直接的な担い手となる法曹の養成
- 2 こうした教育理念・目的のもとに、本研究科は、「深い学識及び卓越した能力を培うことにより、高度の専門性が求められる職業を担う人材を養成する」という本学の教育目標に基づき、具体的に、主として以下の法曹を養成することを目標としている。
  - ①地域住民に対する充実した法的サービスの供給に資するために、「地域住民のための社会生活上の一般医」として、消費者問題、離婚・相続問題及び不法行為事件等、多種多様なニーズに応え得る幅広い視野をもった法曹
  - ②地域企業を対象に、経營業務に対する法的アドバイスをを行い、これに伴う訴訟事件を扱う法曹及び地域企業の法務担当者としての法曹
  - ③地方自治体を対象に、行政訴訟を扱う法曹及び地方自治体の法務担当者としての法曹
  - ④地域における刑事事件の的確かつ適正・迅速な処理を行い、地域住民に法的サービスを提供する法曹及び検察官としての法曹
- 3 カリキュラムの特徴は以下のとおりである。①教育内容と教育目標を異にした少人数による双方向・多方向的授業形式として 4 種類 19 科目の演習を開講している。②学生に実務の一端を体感させる臨床的法学教育は、法曹を目指すモチベーションを高める上で重要かつ効果的であることから、必修科目として位置づけている。③基礎法学は、現代法制度を批判的に考察し、柔軟な思考力や総合的・創造的思考力を涵養する上で重要であることから、その多くを選択必修科目として位置づけている。④学生の将来の進路を念頭におき、そのために必要な科目を学生が適切かつ効果的に選択することができるよう、履修上の指針を「コア・カリキュラム」として提示している。
- 4 教育方法の特徴は以下のとおりである。①限られた期間内に十分な学習効果を上げるために、学生の強い学習意欲と十分な予習・復習に基づく自主的・能動的授業参加を前提とした「法的専門知識活用型」教育を中心としている。②法科大学院においては、教育内容だけでなく、教育方法においても「法理論教育と実務基礎教育との架橋」を実効的に図る必要があることから、演習科目を中心として、いわゆる「実務家教員」と「研究者教員」とが協力しながら 1 つの授業を担当する教育方法も重点的に採用している。
- 5 学習支援体制を強化する観点から、多数の専任教員を配置してきめ細かな指導体制を採用するとともに、法学未修者に対して、導入教育の効果的な実践に努めている。とりわけ、通常の 1 学期 2 単位の授業時間数では未修者にとって修得が困難な法律基本科目を 3 単位化するなど、導入教育の強化が図られている。

[想定する関係者とその期待]

想定する直接的な関係者は、地域（法曹過疎地域を含む新潟県及び隣接各県）の住民である。こうした関係者が期待する法曹は、まさに「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る」法曹である。

II 「教育の水準」の分析・判定

分析項目 I 教育活動の状況

観点 教育実施体制

(観点に係る状況)

(1) 入学定員及び入学者数・在籍者数

第2期中期目標期間の初年度に当たる平成22年度は入学定員35人であったが、法科大学院への入学者の全国的な減少とそれによる本研究科への入学者数減少を踏まえて、入学定員を平成25年度より20人に減じた。しかしながら、入学者が入学定員を充足しない状態が継続した。この間の入学者数及び在籍者数は次の通りである(資料1、資料2)。

資料1 入学定員及び入学者数(各年度4月1日現在)

	入学定員	入学者数(括弧は女性を内数で示す)	
		法学未修者	法学既修者
平成22年度	35	22(7)	0(0)
平成23年度	35	25(10)	1(0)
平成24年度	35	5(3)	0(0)
平成25年度	20	2(1)	3(1)
平成26年度	20	1(1)	0(0)
平成27年度	募集停止	---	---

資料2 在籍者数(4月1日現在。括弧は休学者数を内数で示す)

	未修1年次 (既修入学者を除く)	未修2年次及び 既修1年次	未修3年次及び 既修2年次
平成22年度	25(1)	35(4)	43(2)
平成23年度	33(0)	30(9)	23(2)
平成24年度	13(6)	33(7)	23(4)
平成25年度	8(4)	20(10)	22(3)
平成26年度	6(4)	13(9)	11(1)
平成27年度	1(1)	7(4)	4(0)

(2) 教員体制

平成25年度までは、従前の専任教員体制を維持して教育を実施してきたが、入学者減に伴い、平成25年度より、本学人文社会・教育科学系において、専任教員の配置換えを行った。その結果、同年度より、専任教員21人、兼任教員15人となった(資料3)。その際、法科大学院設置基準及び法科大学院認証評価基準を踏まえて、法律基礎科目については専任教員を各科目に一人以上配置し(資料4)、また実務家教員も6人(平成26年度からは5人)とすることとした(資料5)。同時に、教授会の他に、本研究科担当者会議を設けて、カリキュラムの確定、進級・修了の判定等の重要事項については、専任教員と兼任教員が合同で協議することとし、これらについての最終的な決定は、同担当者会議の内容を踏まえて専任教員よりなる教授会で決定することとした。なお、学生の個別的指導援助に当たるアドバイザー制は引き続き維持することとし、平成25年度より、正副アドバイザー制として、各学生に研究者教員と実務家教員のアドバイザーを配置した。

資料3 教員数（各年度4月1日現在）

	専任教員					兼担 教員	非常勤 教員
	教授	准教授	講師	助手	合計		
平成22年度	24 (4)	7 (2)	1 (0)	1 (0)	33 (6)	2	12
平成23年度	24 (4)	8 (3)	1 (0)	1 (0)	34 (7)	3	12
平成24年度	24 (4)	8 (3)	2 (0)	1 (0)	35 (7)	3	10
平成25年度	12 (2)	6 (4)	2 (0)	1 (0)	21 (6)	15	9
平成26年度	10 (2)	5 (3)	2 (0)	1 (0)	18 (5)	14	9
平成27年度	9 (2)	5 (3)	2 (0)	1 (0)	17 (5)	11	8

(注)・専任教員は本研究科を主担当とする本学専任教員をいう。(括弧内は弁護士又は検察官として法曹実務の経験を有する教員数を内数で示す。)

- ・兼担教員とは本研究科以外の研究科を主担当とする本学専任教員であって本研究科の授業を担当する者をいう。
- ・非常勤講師とは本学の専任教員以外の者で授業を担当する者をいう。

資料4 科目ごとの専任教員数（各年度4月1日現在）

	法律基本科目							法律実務 基礎科目	基礎法 学・隣接 科目	展開・先 端科目
	憲法	行政 法	民法	商法	民事 訴訟法	刑法	刑事 訴訟法			
平成22年度	1	2	4	1	1	2	1	6	5	9
平成23年度	1	2	4	1	1	2	1	7	5	9
平成24年度	1	2	3	2	2	2	1	7	5	9
平成25年度	1	1	3	2	2	2	1	6	1	1
平成26年度	0	1	3	2	1	2	1	5	1	1
平成27年度	0	1	3	2	1	2	1	5	0	1

(注) このほかに憲法を担当する准教授が平成27年10月1日付けで赴任した。

資料5 実務家教員（弁護士又は検察官としての法曹実務経験を有する教員）の数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
弁護士	5 (3)	6 (3)	6 (3)	5 (2)	5 (2)	5 (2)
検察官	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	0	0

(注) 括弧内は教授数を内数で示す。

(3) 教育の質の向上のための取り組み

- ①教育の質の向上を図るため、原則として毎月1回のFDを開催した(資料6)。FDでは、各科目のシラバス・試験問題の相互評価、授業アンケート結果の検討、相互授業参観に関する意見交換等を行った。

資料6 各年度のFD開催状況

年度	実施回数	主なテーマ
平成22年度	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業評価アンケートの活用について</li> <li>・ 共通の到達目標モデル（第二次修正案）への適応について</li> </ul>
平成23年度	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相互授業参観制度の活性化について</li> <li>・ 共通の到達目標モデル（第二次修正案）への適応について</li> </ul>
平成24年度	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相互授業参観制度の活用について</li> <li>・ 共通の到達目標モデル（第二次修正案）への適応について</li> </ul>
平成25年度	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 司法試験問題の分析・検討</li> <li>・ 司法試験と本学教育との対応状況について</li> </ul>
平成26年度	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 司法試験問題の分析・検討</li> <li>・ 司法試験と本学教育との対応状況について</li> </ul>
平成27年度	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 司法試験問題の分析・検討</li> <li>・ 独自の到達目標に基づく学習指導の成果について</li> </ul>

②また、平成22年9月に「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」が法科大学院協会より公表されたことを踏まえて、FDでの討議を重ね、平成24年7月、同モデルと本研究科の授業内容とを比較し、同モデルの水準を満たしていることを示す中間報告書『「法科大学院教育における共通の到達目標モデル（第2次修正案）」と本研究科の授業（教育）との関係に関する検討（中間まとめ）』を作成した（資料7）。

資料7 「法科大学院教育における共通の到達目標モデル（第2次修正案）」と本研究科の授業（教育）との関係に関する検討（中間まとめ）（抜粋）

<p><b>3. 今回の検討を踏まえての本研究科の取り組みの方向について</b></p> <p>本研究科では、今回の検討を踏まえて、早急に以下の点に取り組んで行くことになる。</p> <p>① 本研究科独自の「到達目標」の策定</p> <p>今回の「共通の到達目標モデル」との各授業科目での授業内容との対応状況のチェックを通して、本研究科独自の「到達目標」策定のイメージが明確になったように思われる。もちろん、現段階では、当面、上記第2WGの「検討結果」にいう「法科大学院における確実な修得を求める到達目標」の策定に取り組むが、2年次、3年次の演習授業の積み上げの中で、到達目標とは別に、より高度の目標を自主的・自律的に設定することも視野に入れたいと考えている。</p> <p>また、この「到達目標」の策定段階では、今回、検討が残された法律実務基礎科目である「民事訴訟実務」「刑事訴訟実務」「法曹倫理」ももちろん加えられる。</p> <p>各科目における授業と学生による自学自習とを通して追求・達成される「確実な修得を求める到達目標」の全体は、基本的に「共通の到達目標モデル」を量的及び質的に多少見直したものである。</p> <p>とりわけ、「到達目標」の策定に当たって重要なのは、以下の【各論】でも確認されている課題である、「学生による自学自習部分」の明確な提示と、その「自学自習」のフォロー・アップのための「教材作成」や「しくみの整備」であろう。前者の一例としては、今年に入ってさらに充実してきたTKCの教育支援システム内の「自学自習」に適うコンテンツ（「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」「論文演習セミナー」）などの活用を図ることが考えられる。また、後者の一例として、本研究科が現在実現したいと考えている、本学出身の若手弁護士らの協力による「学習相談」制度である、アカデミック・アドバイザー制度の一層の充実（学生一人ひとりに相談担当アカデミック・アドバイザーを設けるなど）を図ることが挙げられる。</p> <p>② 本研究科のカリキュラムの見直し</p> <p>「共通の到達目標モデル」との対応関係の検討の中で明らかになってきたのは、上記のように、「授業で扱う事項」と「自学自習に委ねる事項」に振り分けたとしても、なお、法科大学院が扱う教育内容の「ミニマム・スタンダード」としての「共通の到達目標モデル」を授業でカバーすることは困難だということである。このことから、今後はカリキュラムの見直しが必要課題となるであろう。</p>
---

（出典：『「法科大学院教育における共通の到達目標モデル（第2次修正案）」と本研究科の授業（教育）との関係に関する検討（中間まとめ）』6～7頁）

- ③外部評価として、独立行政法人大学認証評価・学位授与機構による平成24年度法科大学院認証評価を受審し、法科大学院評価基準を満たしているとの評価を得た（資料8）。なお、同評価において指摘された年間30単位を超えて授業を担当する専任教員4人については、本研究科の組織見直しにより、平成25年4月より大学院現代社会文化研究科及び法学部の専任教員となり、本研究科において30単位を超えて授業を担当する教員はいなくなった。しかし、上記4人の教員が担当していた科目の大部分は現代社会研究科及び法学部の授業科目であったため、当該部局に対し、授業担当科目の軽減について対応を依頼した。

#### 資料8 認証評価結果（平成24年度受審）

新潟大学大学院実務法学研究科実務法学専攻は、各基準の判断結果を総合的に考慮した結果、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

ただし、当該法科大学院の教育活動等の状況においては、基準8-3-1を満たしておらず、速やかに是正される必要がある。

具体的な内容は、次のとおりである。

- 年間30単位を超える授業を担当する専任教員が4人おり、過重な負担となっているため、負担の一層の軽減を図る必要がある。【基準8-3-1】

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学術奨励及び経済支援を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備され、十分なスペースが確保されており、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分な利用時間が確保されている。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 北海学園大学法科大学院との合同FD会議の開催、韓国インハ大学法科大学院との交流協定締結に基づく研修や意見交換等が行われている。
- 当該法科大学院の修了者で司法試験を受験する者に対して「法務博士研究員」の制度を設け、ローライブラリー、法学部資料室、附属図書館や情報基盤センターが管理する学内のパソコンを利用できるなど、在籍学生とほぼ同じ条件で施設の利用が認められている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うようより一層努める必要がある。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 教員及び学生に公表されている「成績ランクの分布に関する一般的な方針」と異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図る必要がある。
- 成績評価における考慮要素について、1授業科目において平常点が一律満点となっていることから、平常点の在り方に関する認識を教員間で共有する必要がある。
- 法学既修者認定試験問題が、法学部期末試験問題と関連・重複していないか確認するための体制がないため、組織としての体制を検討する必要がある。
- 法学既修者認定において、法学既修者認定試験科目に含まれていない基礎法学・隣接科目の2つの授業科目（各2単位で合計4単位）についても履修免除しており、合格者はこれらの知識を当然に有しているという解釈で履修免除を行うことは適切ではないため、法学既修者認定及び履修免除の在り方について改善する必要がある。
- 担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった5授業科目について、適切な教員を配置する必要がある。

- ④平成 25 年 4 月に「新潟大学大学院実務法学研究科の在り方に関する有識者会議」を設置し、7 人の学外委員（弁護士 2 人（新潟大学経営協議会委員，新潟県弁護士会会長），他大学教員 3 人，新潟県経済界関係者（新潟県商工会議所連合会頭），報道機関関係者（新潟日報社代表取締役専務））による本研究科の教育活動に対する評価と今後のあり方に対する提言を平成 25 年 8 月に受けた（資料 9）。

資料 9 新潟大学大学院実務法学研究科の在り方に関する有識者会議 報告書（抜粋）

2. 課題の解決に向けた取組

（前略）

【ア. 法科大学院認証評価の指摘事項等を踏まえた改善】 （略）

【イ. 自己点検・評価の実質化】 （略）

【ウ. 平成 25 年度からの新カリキュラムによる教育改善とその検証】

認証評価における自己点検・評価等の結果，研究科では，これまでの修了者の学修成果が決して十分なものでなく，そのことが司法試験の合格状況にも大きく影響してきたとの反省に立ち，平成 25 年度からカリキュラムを大幅に改訂し，同年度入学者より年次進行で実施しているところである。

そこで研究科では，こうした取組の成果についてFDや外部評価等を活用して点検を行い，新カリキュラム導入による教育力の向上が図られているか検証する必要がある。また，検証の結果，成果が上がっていないと判断された科目については，その教育内容や教育方法等を直ちに改善する必要がある。

【エ. 学習支援体制の充実】

（前略）地方の法科大学院として年々入学者が減少する現状を見れば，学生に対してさらに手厚い支援を行うことは当然であり，受験予備校と墮することを避けるべきことは言うまでもないが，研究科は，真に学生の立場に立った学習支援体制の在り方について速やかに検討し実施する必要がある。

【オ. 個別指導による教育の実施】

研究科の入学者が2年連続して5人であったことから，平成 25 年度における在籍者は 50 人（休学者 17 人を含む）と，平成 22 年度の約半数となっているが，専任教員数についてはこれと比較すると大きくは削減されていない。単純に比較することはできないという声もあるが，専任教員全体の負担を考えるとかなり軽減されているといえる。したがって，研究科においては，こうした点を利用して，少人数となった学生に対する個別徹底的な指導を行うことにより，司法試験の合格率を飛躍的に上げていく必要がある。

【カ. 法曹志願者増加のための法学部と連携した取組】

（前略）平成 24 年度からは法学部の学生に対し，法曹の意義等に関する講義を行っているが，このような取組を研究科が法学部と協力して行うことは，法科大学院への進学，とりわけ研究科への進学意欲を高めることにつながる取組であることから，研究科においては，このような取組について法学部との連携を密にしてさらに進める必要がある。

【キ. 志願者及び入学者に対する経済的支援充実の取組】

（前略）こうした中で，研究科では，新潟大学法科大学院後援会の支援のもとに研究科独自の貸与型奨学基金（月5万円）を設けており，さらに平成 24 年度からは，下記のような給付型の特別奨学金を取り入れたところであるが，こうした研究科の取組に加え，大学として入学金や授業料に係る減免制度の拡充等，さらなる経済支援策を実施することが可能かどうかを検討する必要がある。（後略）

- ⑤ これらを踏まえ、継続的に学外者を加えた授業評価委員会を設置することとし、平成 25 年度より、授業評価委員会を発足させ、原則として毎年度 2 回の委員会を開催している（資料 10）。

**資料 10 授業評価委員会の構成及び開催状況**

委員会の構成	委員会開催日	委員会のテーマ
委員長 1 人（本研究科教授） 委員 本研究科教員 2 人 外部委員（弁護士）2 人	平成 25 年 4 月 17 日	授業参観後の意見交換
	平成 25 年 6 月 25 日	司法試験短答試験結果の評価
	平成 25 年 7 月 19 日	第 2 回授業参観と意見交換
	平成 27 年 2 月 27 日	授業評価アンケート結果と意見交換
	平成 27 年 9 月 14 日	司法試験結果と意見交換・第 1 学期期末試験問題の検討

（水準） 期待される水準にある

（判断理由）

設置基準及び法科大学院認証評価基準を十分に満たす教員体制を保持するとともに、兼任教員を配置し、十分な教育体制を確保していること、FD を定期的に開催しているほか、法科大学院共通の到達目標モデルを満たす授業内容を設定していること、法科大学院認証評価の法科大学院評価基準を満たしていると評価されていること等による。

**観点 教育内容・方法**

（観点に係る状況）

（1）教育課程編成の方針

- ① 本研究科は、法曹養成に特化した専門職大学院（法科大学院）として、高度専門職業人としての法曹を養成するため、次の方針に基づいて、教育課程の編成を行った。
- ア) 法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の中心機関としての教育を行うのにふさわしいように編成されなければならない。
- イ) 実体法の実務上の機能に着目して手続法との関係を理解させるとともに、個別法律分野を横断または統合する分野をも基礎的・体系的に理解させるカリキュラムを編成しなければならない。
- ウ) 裁判実務にかかわる「法廷実務家」としての法曹の養成だけにとらわれず、法律家としての基本的素養を身につけ、社会の各分野で十分な法的サービスを提供できる法曹の養成をも視野にいたったカリキュラムを編成しなければならない。
- エ) 基礎法学分野の科目群の多くを必修科目として位置づけるカリキュラムを編成する。
- オ) 臨床的法学教育を重視したカリキュラムを採用する。
- カ) 年次ごとの重点的な教育目標を設定して、それと対応した科目を配当し、学生が各科目を適切に履修できるようにカリキュラムを設計する。
- キ) 実務法曹にとって重要であるにもかかわらず、実際には体系的に学習する機会の少ない関連分野（登記実務、会計処理等）に関する科目を配置し必要最小限度の専門知識の涵養を図るように配慮する。
- ク) 21 世紀の法曹に求められる法的サービスの多様化、専門化に対応した法曹養成を行うためには、学生の将来の進路設計と適合するカリキュラムを編成する必要がある。そこで、学生の将来の進路設計に資することを目的として、コア・カリキュラム制度を採用する。各コア・カリキュラムに含まれる諸科目が有機的に結合し、教育効果が高まることも期待できる。



②上記の教育課程の編成方針及び平成 24 年度に実施した法科大学院認証評価の指摘等を踏まえてカリキュラムの検討を行い、平成 25 年度より新カリキュラムを実施した。同カリキュラム改定では、法律基本科目をさらに充実させることを重視し、3 単科目目の導入等の措置をとった。また、入学定員の変更に伴い、実習科目である「リーガルクリニック」を 2 年次必修科目とし、リーガルクリニック I（弁護士事務所による法律実務経験型）とリーガルクリニック II（法律相談型）の双方の実務実習を行うものとした。他方、法科大学院認証評価において指摘のあった科目についてその内容の変更をはかった（「法学の基礎」を選択とし、「公法総合演習」の科目区分を法律実務基礎科目から法律基本科目に変更し、その内容を法律基本科目に合致するように変更した）。本評価の対象期間である第 2 期中期目標期間のカリキュラムは資料 11 のとおりである。

**資料 11 本研究科のカリキュラム**（平成 25 年度よりカリキュラムの改正をしたため、平成 24 年度以前と平成 25 年度以降に分けて記載する。）

科目区分は、平成 15 年文部科学省告示第 53 号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）に定める法律基本科目（法律基本と略記）、法律実務基礎科目（実務基礎と略記）、基礎法学・隣接科目（基礎隣接と略記）、展開・先端科目（展開先端と略記）に基づくものである。

必修・選択の別、履修年次	平成 24 年度までの開設科目（括弧内は単位数及び科目区分）	平成 25 年度以降の開設科目（括弧内は単位数及び科目区分）
必修科目 1 年次	法学の基礎（2）（基礎隣接） 憲法 I（2）（法律基本） 憲法 II（2）（法律基本） 民法 I（2）（法律基本） 民法 II（2）（法律基本） 民法 III（2）（法律基本） 民法 IV（2）（法律基本） 民法 V（2）（法律基本） 企業法 I（2）（法律基本） 企業法 II（2）（法律基本） 民事訴訟法 I（2）（法律基本） 刑事法 I（2）（法律基本） 刑事法 II（2）（法律基本） 刑事法 III（2）（法律基本） 刑事訴訟法（2）（法律基本）	憲法 I（2）（法律基本） 憲法 II（2）（法律基本） 憲法 III（2）（法律基本） 民法（財産法）I（2）（法律基本） 民法（財産法）II（2）（法律基本） 民法（財産法）III（2）（法律基本） 民法（財産法）IV（2）（法律基本） 民法（家族法）（3）（法律基本） 会社法 I（2）（法律基本） 民事訴訟法（2）（法律基本） 刑法総論（3）（法律基本） 刑法各論（2）（法律基本） 刑事訴訟法（2）（法律基本）
2 年次	正義論（2）（基礎隣接） 行政法（2）（法律基本） 司法審査論（2）（法律基本） 公法問題発見演習（2）（法律基本） 企業法 II（2）（法律基本） 民事訴訟法 II（2）（法律基本） 民事法問題発見演習 I（2）（法律基本） 民事法問題発見演習 II（2）（法律基本） 民事法問題発見演習 III（2）（法律基本） 刑事法問題発見演習 I（2）（法律基本） 刑事法問題発見演習 II（2）（法律基本） 刑事法問題発見演習 III（2）（法律基本） リーガル・プロフェッション（2）（実務基礎） 民事法総合演習（2）（実務基礎） 民事執行・保全法（2）（展開先端）	行政法総論（3）（法律基本） 憲法問題発見演習（2）（法律基本） 行政法問題発見演習（2）（法律基本） 民法（財産法）V（2）（法律基本） 会社法 II（2）（法律基本） 民法問題発見演習（2）（法律基本） 民訴法問題発見演習 I（2）（法律基本） 民訴法問題発見演習 II（2）（法律基本） 会社法問題発見演習（2）（法律基本） 刑事法問題発見演習 I（2）（法律基本） 刑事法問題発見演習 II（2）（法律基本） 刑事法問題発見演習 III（2）（法律基本） リーガル・プロフェッション（2）（実務基礎） 民事法総合演習（2）（実務基礎） リーガルクリニック（2）（実務基礎）

3年次	応用民法演習 (2) (法律基本) 応用会社法演習 (2) (法律基本) 裁判法務演習 I (2) (実務基礎) 裁判法務演習 II (2) (実務基礎) 法務総合演習 (2) (実務基礎) 現代司法論 (2) (展開先端) 自治体法務 (2) (展開先端)	応用民法演習 (2) (法律基本) 応用会社法演習 (2) (法律基本) 行政法各論 (2) (法律基本) 民事法総合演習 (2) (実務基礎) 刑事裁判法務演習 (2) (実務基礎)
選択必修科目 2・3年次	リーガルクリニック I・リーガルクリニック II (2) (実務基礎) 地域政策論／生活環境と法 (2) (展開先端) 税法 I／市民生活と法 I (2) (展開先端) 税法 II／市民生活と法 II (2) (展開先端)	科目区分ごとに次に掲げる単位以上を履修 (科目名略) 基礎隣接から 4 単位 展開先端から 12 単位 その他の基礎隣接または展開先端から 6 単位
選択科目	(科目名略)	法律基本科目 5 科目 (科目名略)

③上記方針①カ)に基づき、年次ごとの重点目標を設定して、系統的かつ効率的な履修ができるようにした (資料 12)。また、学年ごとに進級要件を設定し (資料 13)、当該要件を満たさないものは次年次に進級できないこととした。

**資料 12 年次ごとの重点目標**

1年	基礎的知識の習得・確認、体系的理解力の涵養	
	第1学期	導入教育、基本知識の習得
	第2学期	基本知識の習得、体系的理解力の涵養
2年	問題発見・処理能力の涵養	
	第1学期	問題発見能力の涵養
	第2学期	問題解決能力・批判的思考力の涵養
3年	先端的な法領域に関する知識の習得、実務準備教育	
	第1学期	先端的な法領域に関する知識の修得
	第2学期	法的議論の能力・創造的思考力の涵養

**資料 13 進級要件**

平成 22～24 年度カリキュラム	平成 25 年度新カリキュラム
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2年次への進級 (法学既習者を除く) 1年次相当の必修科目 36 単位をすべて取得していること。</li> <li>・ 3年次 (法学既習者にあつては 2年次への進級) 2年次相当の必修科目 30 単位および選択科目 6 単位を取得していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2年次への進級 (法学既修者を除く) 1年次相当の必修科目 30 単位をすべて取得していること</li> <li>・ 3年次への進級 (法学既修者にあつては 2年次への進級) 2年次相当の必修科目 15 科目 31 単位 (法律基本科目 12 科目, 法律実務基礎科目 3 科目) を履修していること</li> </ul>

④また、上記方針①ク)に基づき、学生がその将来の進路設計を踏まえた履修計画を設定できるようにするため、4系統のコア・カリキュラムを提示した (資料 14)。

資料 14 コア・カリキュラム一覧

	市民法務コア・カリキュラム	経営法務コア・カリキュラム	自治体法務コア・カリキュラム	刑事法務コア・カリキュラム
指 標 科 目	法社会学 現代家族論 登記実務と法 ジェンダー論 市民生活と法Ⅰ 市民生活と法Ⅱ 職業生活と法 高齢者と法 医療と法 生活環境と法	倒産処理法Ⅰ 倒産処理法Ⅱ 経営実態論 登記実務と法 資産流動化・証券化と法 税法Ⅰ 税法Ⅱ 企業経営と法 職業生活と法 経済法	現代家族論 国際人権法 都市計画と法 税法Ⅰ 税法Ⅱ 高齢者と法 地域研究 教育法 地域政策論 公法総合演習	応用刑法演習 少年非行と法 国際人権法 ジェンダー論 資産流動化・証券化と法 税法Ⅰ 被害者学 生命倫理学 刑事法総合演習 教育法

⑤専門職大学院としての法科大学院にあっては、実務と理論の融合が求められており、そのために実務家教員と研究者教員が共同で授業を行う科目として、応用民法演習、刑事法問題発見演習Ⅱ、公法総合演習など8科目を開設し、インターンシップ型のリーガルクリニックⅠ及び法律相談実習を取り入れたリーガルクリニックⅡを設定して、選択必修とした。なお、リーガルクリニックⅠ・同Ⅱについては、入学者の減少を踏まえ、平成25年度より、リーガルクリニックに統合し、2年次の必修科目とした。

⑥また、本研究科の特色ある科目として、司法書士による授業（「登記実務と法」）及び行政書士による授業（「経営実態論」）を発足当初より開設し、平成25年度カリキュラム改正後も引き続き開設科目とした。

(2) 学生の主体的な学習を促すための取組

入学定員減及び専任教員の配置換えを実施したが、学生が休日・夜間を含めて研究室及びローライブラリー（法科大学院に設置する専用の図書室）を利用できる環境は従前のまま維持することとした。本研究科の施設等が学生の勉学条件として優れたものであることは、平成24年度に実施した法科大学院認証評価（評価実施機関は独立行政法人大学評価・学位授与機構）において、優れた点として特筆された（資料15）。

資料 15 『平成24年度実施 法科大学院認証評価 評価報告書 新潟大学大学院実務法学研究科実務法学専攻』（独立行政法人大学評価・学位授与機構）30頁に記載された本研究科の施設・設備、図書館等に関する評価部分

「2 指摘事項 【優れた点】 ○ 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備され、十分なスペースが確保されており、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分な利用時間が確保されている。 ○ 自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、ローライブラリーと近接しているほか、法学部資料室についても近くに位置しているなど、自習室とローライブラリー、法学部資料室との有機的連携が確保されている。」
--

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

修了要件は大学院設置基準及び法科大学院認証評価基準を踏まえたものであり、従前のカリキュラムの検証に基づき、法律基本科目の拡充（3単位科目の導入など）をはかったものであり、また、入学者の減少にも拘わらず、開設科目は学内兼任及び実務家（司法書士・行政書士）により従前の水準を維持することができたことによる。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点 学業の成果

(観点に係る状況)

法科大学院においては、設置基準上、学生の能力及び資質を正確に反映する厳格な成績評価が求められ、また、各学年終了時の履修成果が一定水準に達していることを進級・修了の要件とする制度が、通常設けられているが、こうした厳格な成績評価や進級要件・修了要件の制度(取得単位数による)は、本研究科でも採用されている(資料13, 16-10頁)。上記の「厳格な成績評価」を徹底した場合、進級・修了できない学生が出てくることは当然想定され、とくに初学者を含む法学未修者が在学者の9割以上を占める本研究科にあつては、進級・修了者数を一定水準以上に保つには学生・教員の双方に多大な努力が求められる。

かかる前提のもとで現状を見ると、単位取得率(資料16)は平均約95%であり、高い数値を示している。また、全授業科目の成績分布(資料17)においては、各年度ともB評価(70点以上)以上の延べ人数がおおむね6割ないしそれ以上となっており、各授業科目が涵養対象としている資質・能力(高度の専門的な法律知識、体系的理解力、問題発見・処理能力など)を学生が十分身に付けていることが示されている。さらに、厳格な成績評価と要件をクリアしてはじめて可能となる進級・修了に関して、年度別進級状況(資料18)および修了者の状況(資料19)を見ると、平均で2年次へ約83%、3年次には約85%(いずれも休学者を除く)の学生が進級しており、修了率も平均で約88%となっていることから、おおむね各年次の教育目標(資料12, 16-10頁)が達成されているといえる。

さらに、学業の成果に関する学生側の評価に関しては、学務委員会が学期途中・学期末の2回、学生を対象として、多くの項目にわたるアンケートを各授業について実施している(その他にも、学務委員会が窓口になり、学生からの意見・要望を随時受け付けている)。

意見聴取の結果は、意見の内容・種類に応じて、学務委員会によりFD会議や成績・授業評価委員会等とも連携する形で処理される。

アンケートの結果(資料20)をみる限り、科目によりばらつきはあるものの、平成22～27年度における学生の総合的満足度は78～95%であり、各授業科目につき、その設定している目標(涵養対象である資質・能力)に照らして、おおむね適切な内容・方法で授業が行われており、また授業内容に対する学生の理解度が高いものであることが示されている。

法科大学院制度が、その設計上、厳格な成績評価及び修了認定のもとで修了した者が司法試験に合格することを意図したものであること、また、本研究科では初学者を含む法学未修者が在学者の9割以上を占めることを考慮するならば、以上の分析から、本研究科では十分に教育成果が上がっているものと判断できる。

資料16 単位修得状況(単位取得率)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
96.3	90.6	93.9	92.3	97.6	98.6	96.3

(注) 選択科目を含む全科目とし、途中放棄者は母数から除いた。

資料17 全科目成績分布

	A (80点以上)		B (70～79点)		C (60～69点)		D (59点以下)	
	延人数	割合	延人数	割合	延人数	割合	延人数	割合
平成21年度	355	18.7%	747	39.3%	729	38.3%	71	3.7%
平成22年度	334	23.5%	475	33.5%	474	33.4%	137	9.6%
平成23年度	265	24.7%	393	36.6%	349	32.5%	67	6.2%
平成24年度	168	22.6%	245	33.0%	271	36.5%	59	7.9%
平成25年度	115	29.2%	136	34.5%	133	33.8%	10	2.5%
平成26年度	64	30.9%	74	35.7%	66	31.9%	3	1.4%
平成27年度	32	30.5%	26	24.8%	43	41.0%	4	3.8%

資料 18 年度別進級状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
2 年次進級者	25	16	26	5	6	2	0
2 年次原級者	8 (2)	8	8 (3)	7 (6)	5 (4)	2 (2)	1 (1)
3 年次進級者	37	16	19	16	6	4	3
3 年次原級者	12 (7)	17 (5)	8 (7)	16 (9)	10 (9)	7 (7)	1 (1)

(注) 括弧内は、休学者数で内数。

資料 19 修了者の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
修了者数	45	30	24	16	19	10	3
修了率	93.8%	71.4%	92.3%	80.0%	100%	100%	75.0%

(注) 修了率は、最終年次の学生のうち当該年度に修了した者の割合。ただし、休学による在学年限不足の者は母数から除いている。

資料 20 授業評価アンケートにおける学生満足度

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
77.8%	77.4%	77.7%	83.3%	94.7%	93.2%

(注) 授業評価アンケートの「あなたにとって良い授業でしたか。」の設問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した(延べ)人数の割合。

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

法科大学院では厳格な成績評価が行われていること、また、本研究科の在学者の9割以上が初学者を多く含む法学未修者であることを前提として、単位修得状況、全科目成績分布、進級・修了の状況等のデータを見た場合、厳格な成績評価のもとでも単位取得率が平均9割以上に及び、進級率も平均8割を超えていること、全授業科目の成績分布や授業アンケート等からも学生の理解度が一定水準以上にあることがわかることから、学業の成果に関しては、おおむね期待される水準にあるものと判断される。

観点 進路・就職の状況

(観点に係る状況)

本研究科の修了後の進路状況は、資料 21 のとおりである。司法試験については、修了直後ではなく1年ないし数年後に合格する者も多いことから、単年度ごとの合格者数よりも、修了年度ごとの累積合格者数を見ていく必要がある。平成 21～26 年度の修了生の合格率は平均 27.6%、平成 18 年の新司法試験開始以降の累積合格率は 32.1% (全国で 74 校の法科大学院中 40 位) であり、合格者数も累計で 85 名に達するなど、本研究科はこれまで着実に司法試験合格者を輩出している。また、資料 22 は、司法試験合格者で弁護士登録をした者のうち半数超の 41 名が新潟県で活動しているという特筆すべき状況を示しており、他の者も様々な地域で弁護士業務を行っていることがわかる。こうした事実は、地域のリーガルサービスを支える法曹を養成するという本研究科の教育理念が、まさしく文字通り実現されていることを如実に示すものである。なお、司法試験合格後、新潟県弁護士会に所属して弁護士活動を行っている本研究科修了生の活動状況については、新潟県弁護士会の内部組織である同弁護士会法科大学院特別委員会委員長(弁護士)から、資料 23 のようなコメントが寄せられているので、併せて掲げておくことにする。

さらに、弁護士以外の進路を選択した者の内訳を資料 24 で見ると、隣接職種である司法書士、行政書士や、裁判所職員、あるいは官庁・民間企業の法務部門担当者として働く者も少なからず存在する。こうした点は、「地域企業を対象に、経營業務に対する法的アドバ

イスを行い、これに伴う訴訟事件を扱う法曹及び地域企業の法務担当者としての法曹」や、「地方自治体を対象に、行政訴訟を扱う法曹及び地方自治体の法務担当者としての法曹」を養成するという、本研究科の教育目標に合致したものと見える。

これらの事実は、いずれも、地域住民のニーズに即したリーガルサービスを提供できる人材を養成するという本研究科の教育理念・教育目標が、着実に実現されていることを如実に示すものであり、本研究科では、修了後の進路・就職の状況につき十分な成果が上がっているものと判断できる。

**資料 21 修了後の進路の状況（平成 28 年 3 月現在）**

修了年度	修了者数	司法試験合格者 (修了年度別合格率)	就職(司法 試験合格者 を除く)	司法試験 受験勉強中	その他・不明
平成 21 年度	45 名	14 名 (31.1%)	13 名		18 名
平成 22 年度	30 名	13 名 (43.3%)	5 名		12 名
平成 23 年度	24 名	9 名 (37.5%)	3 名	6 名	6 名
平成 24 年度	16 名	2 名 (12.5%)	2 名	8 名	4 名
平成 25 年度	19 名	4 名 (21.1%)	0 名	13 名	2 名
平成 26 年度	10 名	2 名 (20.2%)	1 名	7 名	0 名

**資料 22 司法試験合格者のうち弁護士登録した者の所属先  
(平成 28 年 3 月現在。人数は累計)**

所属先	人数 (所属弁護士会内訳)
新潟県	41 名
北海道地方	1 名 (札幌 1 名)
東北地方	8 名 (青森県 2 名, 仙台 1 名, 山形県 1 名, 福島県 4 名)
関東地方	15 名 (茨城県 2 名, 栃木県 1 名, 群馬 1 名, 埼玉 1 名, 東京 4 名, 第一東京 1 名, 第二東京 1 名, 横浜 3 名, 千葉県 1 名)
北陸・中部地方	4 名 (富山県 2 名, 福井 1 名, 長野県 1 名)
東海地方	2 名 (静岡県 1 名, 愛知県 1 名)
近畿地方	2 名 (京都 1 名, 大阪 1 名)
合計	73 名 開業 : 11 名

**資料 23 新潟県弁護士会法科大学院特別委員会委員長のコメント**

「新潟県弁護士会に登録して弁護士として活動している新潟大学法科大学院修了生は、高度専門職業人としての法曹に求められる高い資質と能力を備えているだけでなく、『地域のニーズに即した法的サービスを提供することで地域に貢献したい』との強い意欲を有しており、相談者からの評判も良い。また、弁護士会内部の各種委員会活動等にも積極的に参加しており、新潟県弁護士会の運営上も不可欠の存在となっている。こうした意味で、新潟大学法科大学院出身者は、新潟県および近隣地域の法律実務において、今後、ますます重要な役割を担う存在になるものと予想される。」

資料 24 弁護士以外の主な就職先（平成 28 年 3 月現在。人数は累計）

就職先	人数・内訳（一部のみ）
隣接職種	5 名 司法書士：1 名（うち 1 名司法試験合格）、行政書士：3 名、その他：1 名
公務員	37 名 法務部門：2 名、裁判所職員：9 名、検察官：3 名
法人・団体職員	4 名 新潟大学法学部助教 1 名
民間企業	20 名 企業の法務部門：7 名
勉強中	34 名 新潟大学法科大学院法務博士研究員：33 名
その他	5 名 司法修習中：5 名

（水準） 期待される水準にある

（判断理由）

進路・就職の状況については、修了生の進路等をすべて把握しきれない現状が存在するため、評価が困難な面がある。また、司法試験の年度ごとの合格率だけで成果を評価することも、必ずしも適切ではない部分があろう。しかし、本研究科は、毎年一定数の司法試験合格者を輩出し、かつ、裁判所事務官等の隣接法律職や公務員等として活躍している者も多いこと、さらに、弁護士登録した者の大多数が、新潟県をはじめとする様々な地域で活動していることからすれば、地域におけるリーガルサービスの担い手となる法曹の養成機関として着実な成果を上げているといえることから、おおむね期待される水準にあるものと判断される。

### Ⅲ 「質の向上度」の分析

(1) 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

該当なし

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

該当なし